

東濃西部視聴覚ライブラリーの廃止及び

各市図書館への移管について

添付資料

1 . 東濃西部視聴覚ライブラリーの管理運営の廃止について(諮問).....	1
2 . 東濃西部視聴覚ライブラリーの管理運営の廃止について(答申).....	2
3 . 東濃西部広域行政事務組合の規約改正日程.....	3
4 . 東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び東濃 西部広域行政事務組合規約の変更について【議案】.....	4
5 . 規約新旧対照表.....	6
6 . 東濃西部広域行政事務組合規約の変更に伴う財産処分について【議案】	7

東広視ラ第 2号
平成21年7月8日

東濃西部視聴覚ライブラリー運営審議会会長
多治見市教育長 村 瀬 登志夫 様

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃西部視聴覚ライブラリーの管理運営の廃止について（諮問）

東濃西部視聴覚ライブラリーは、昭和56年8月に、土岐地区視聴覚教育協議会を引き継いでスタートし、圏域内の生涯学習の推進のため資料、機材の貸出し業務を行ってきました。

これまで多くの圏域住民に利用され、その目的を果たしてきましたが、近年では平成16年度をピークに年々利用者が減少しており、また、当初の設立目的である団体への16ミリフィルムの貸出件数が極端に減少し、ビデオ・DVDの個人利用にシフトしている状況です。

このような状況を受け、平成20年度の上半期出納検査において監査委員から「視聴覚ライブラリーを存続させる目的、内容を検証し、今後の方向性を探ること」との指摘を受け、ライブラリーの今後のあり方について検討してまいりましたが、16ミリフィルムの貸出しについては今後も増加は見込まれないこと、DVDの個人貸出しは利用の増加が期待できるが既に各市図書館でも対応がなされていること等から、次のとおり、当組合が管理運営する東濃西部視聴覚ライブラリーを廃止することについて、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 平成21年度末をもって、東濃西部視聴覚ライブラリーを廃止する。
- 2 東濃西部視聴覚ライブラリーの財産（機材・教材）は、各市の希望を踏まえて各市に移管する。
- 3 平成22年度からは、各市図書館において、東濃西部視聴覚ライブラリーから移管を受けた財産について、他の資料と同様の貸出しを行うとともに、三市において相互貸出しの対象とする。

以上

東広視ラ審第 1号

平成21年7月8日

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川雅典 様

東濃西部視聴覚ライブラリー運営審議会

会長 多治見市教育長 村瀬 登志夫

東濃西部視聴覚ライブラリーの管理運営の廃止について(答申)

平成21年7月8日付け東広視ラ第2号で、本審議会に意見を求められた東濃西部視聴覚ライブラリーの管理運営の廃止については、諮問のとおりとすることに異議がないものとして答申します。

以上

視聴覚ライブラリー事務の廃止・移管日程
(組合規約改正)

平成21年	1月 6日	視聴覚ライブラリー運営審議会において、事務を廃止し、各市図書館に移管するとの方向を確認。
	19日	組合管理者会議において、視聴覚ライブラリー事務を廃止し、各市に移管する方向を運営審議会を確認したことを報告した。
	3月 25日	移管の方法等を検討するため、各市生涯学習担当及び図書館担当をメンバーとする検討会議を開催し、事務を各市図書館に移管することについて了承を得た。(第1回)
	5月 13日	第2回検討会議の開催(移管の方法の検討)
	6月 19日	第3回検討会議の開催(相互貸出協定書案の検討)
	7月 8日	視聴覚ライブラリー運営審議会に、管理者から事務廃止について諮問、審議会から答申
	7月 17日	各市事前協議として、組合管理者会議において、検討会議結果及び審議会答申内容を報告し、廃止について最終協議
	7月 31日	広域組合議会全員協議会において説明、協議
	8月	各市へ関係議案(規約改正、財産処分)を9月定例議会に提出依頼
	8月 中旬	第4回検討会議の開催(財産処分案の検討)
	9月	各市議会において議案議決、議決証明の発行
	10月	各市長協議書の作成、県振興局へ規約変更申請の提出
	11月	規約変更許可通知、関係機関等に周知開始
平成22年	1月 29日	広域議会に関係議案(条例の廃止)を提出
	3月 末日	視聴覚ライブラリーの廃止
	4月 1日	各市図書館へ移管

議第 号

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び東濃西部広域行政事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務を廃止し、東濃西部広域行政事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成21年9月 日提出

市長 氏 名

東濃西部広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

東濃西部広域行政事務組合同規約（昭和47年岐阜県指令地第776号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

参考資料

提案説明

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成22年3月31日をもって、東濃西部広域行政事務組合同規約（昭和47年岐阜県指令地第776号）第3条第2号に規定する「視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務」について、構成市での協議により、当該事務の共同処理を同組合の事務から削除する規約の改正について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

規約新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条（略） （共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 広域にわたる振興整備計画に関する事務</p> <p>(2) 広域にわたる職員研修に関する事務</p> <p>(3) ふるさと市町村圏基金の設置及びその管理運営に関する事務</p> <p>(4) 看護専門学校の建設、管理及び運営に関する事務</p> <p>(5) 青少年の健全育成及び非行防止に関する事務</p> <p>(6) 広域産業観光の振興に関する事務</p> <p>(7) 畜犬の登録及び狂犬病予防に関する事務</p> <p>(8) 情報システムの構築に関する事務</p> <p>(9) 東濃地域医師確保奨学資金等の貸付等に関する事務(中津川市及び恵那市から地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、事務の委託を受けて実施する事務も含む。)</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条及び第2条（略） （共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 広域にわたる振興整備計画に関する事務</p> <p>(2) <u>視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務</u></p> <p>(3) 広域にわたる職員研修に関する事務</p> <p>(4) ふるさと市町村圏基金の設置及びその管理運営に関する事務</p> <p>(5) 看護専門学校の建設、管理及び運営に関する事務</p> <p>(6) 青少年の健全育成及び非行防止に関する事務</p> <p>(7) 広域産業観光の振興に関する事務</p> <p>(8) 畜犬の登録及び狂犬病予防に関する事務</p> <p>(9) 情報システムの構築に関する事務</p> <p>(10) 東濃地域医師確保奨学資金等の貸付等に関する事務(中津川市及び恵那市から地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、事務の委託を受けて実施する事務も含む。)</p> <p>以下（略）</p>

議第 号

東濃西部広域行政事務組合同規約の変更に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務から視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務を廃止することに伴う財産処分を次のとおり行うについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成21年9月 日提出

市長 氏 名

財産処分の方法

東濃西部視聴覚ライブラリーで管理する財産は、構成市の協議により、平成22年4月1日からそれぞれ構成市に帰属させるものとする。

参考資料

提案説明

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成22年3月31日をもって、東濃西部広域行政事務組合同規約（昭和47年岐阜県指令地第776号）第3条第2号に規定する「視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務」について、構成市での協議により、当該事務の共同処理を同組合の事務から削除することに伴い、同ライブラリーの保有する財産について処分するため、同法第289条及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。